令和４年度

彩の国
埼玉県

埼玉県父母負担軽減事業補助金のお知らせ

＜県内私立通信制高等学校用＞

埼玉県では、私立高等学校等に通われるご家庭の教育費負担の軽減を図るため、国の就学支援金に独自で上乗せし、学校と連携して学費軽減の補助を実施しています。

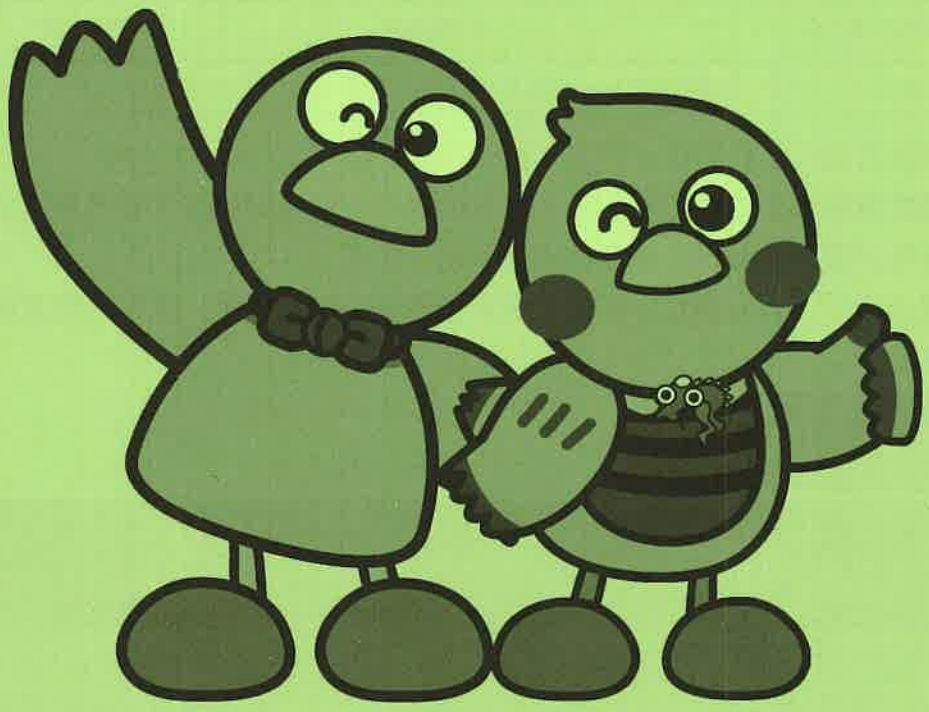

埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

次の３つの要件を満たした方が補助を受けることができます

- 生徒・保護者※がともに埼玉県内に在住
- 埼玉県が認可した私立通信制高校に在学
- 所得要件(P3)を満たしている

※　「保護者」は原則生徒の親権者ですが、親権者が不在の場合など例外もあります。詳しくは在籍する学校へお問い合わせください。

◎　申請書類は学校の案内に従って、指定された窓口に提出してください。

補助の概要

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

授業料年額制の場合

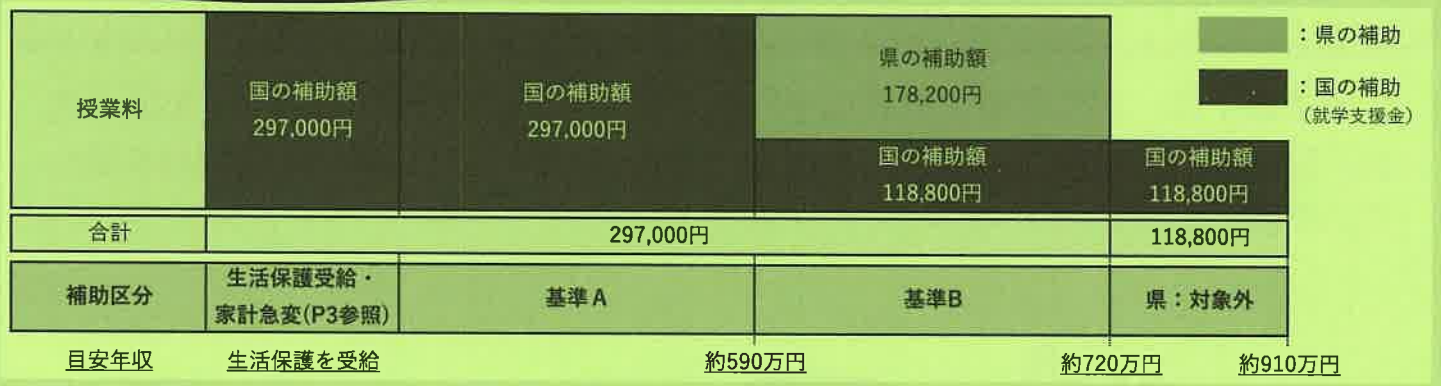

目安年収はモデル世帯（夫婦片働き・子供２人（うち高校生１人、中学生１人））の場合

※　所得要件の判定方法については、P3をご覧ください。

※　表中の補助額は補助の上限額です。収入状況の変化、学校が設定する授業料額等によっては、実際の補助額が表中の金額と異なる場合があります。

※　埼玉県学事課のHPに、より詳しい収入の目安を掲載しています。また、判定額の試算表も掲載しています。

授業料単位制の場合

目安年収	補助額
約720万円以下 ※生活保護受給、家計急変世帯も含む	(12,030円または1単位当たり授業料のいずれか安い額 － 1単位当たりの就学支援金) ×登録単位数

※　実際に負担する授業料が補助額より少ない場合、実際に負担する金額が補助額の上限となります。

※　補助対象になる登録単位数は、通算で７４単位が上限です。

補助金の支給時期・支給方法について

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通いの学校に確認してください。

なお、補助金の支給方法は主に以下の２通りです。

- 還付：決定された補助金分の授業料等をご家庭にお返しする
- 相殺：決定された補助金分を未納（又は将来分）の授業料等に充てる

家計急変世帯の要件

以下のＡ又はＢの要件を満たした場合、家計急変世帯として補助を受給できます。

※　家計急変世帯の補助額は、最大297,000円となります（年額制の場合）。

	要件
A	以下の１～３のすべてを満たしている １　保護者のうち、令和３年の所得の多い方が、失職・死亡・離婚等に該当している ２　失職・死亡・離婚等が次の期間内に発生している 失職・・・・・・令和３年１２月３１日～令和４年１２月３０日（離職年月日等） 死亡・離婚等・・令和４年１月１日～令和４年１２月３１日 ３　保護者のうち令和３年中の所得の少ない方の令和４年度市町村民税から計算した判定額が212,700円未満（目安年収：約720万円未満）である
B	次の１または２を満たす １　令和４年１月～令和４年１２月の年間の世帯所得が、令和３年１月～令和３年１２月の１年間と比較して半分以下に減少した ２　令和３年中の所得の多い方の保護者について、令和４年１月～令和４年１２月の年間の所得が、令和３年１月～令和３年１２月の１年間と比較して半分以下に減少した ※　１または２のいずれの場合も、令和４年１月～令和４年１２月の年間所得をもとに算出した、保護者全員の判定額の合計が212,700円未満（目安年収：約720万円未満）であるなど、一定の要件があります。

※　A、Bともに、年度内に申請していただく必要があります。申請の締切は学校ごとに定めているため、該当する可能性がある場合、まずはお通いの学校にご相談ください。

※　補助金申請後に家計急変世帯の要件に当てはまることとなった場合や、家計急変世帯の要件を満たさなくなった場合には、お通いの学校に早急にご連絡ください。

提出書類

補助金の申請には以下の書類を提出してください。

	提出書類	対象世帯
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	全世帯
2	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※　マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
3	生活保護受給証明書、課税証明書や戸籍謄本など その他必要と認められる書類	生活保護世帯、家計急変世帯など ※　詳細は学校にお問い合わせください

※　申請書類は学校からの案内に従って、指定された窓口に提出してください。

※　就学支援金を申請していない場合は、所得要件の判定に必要なため、保護者（親権者）全員の令和４年度課税証明書を提出してください。

※　本事業で取得した個人情報については、本事業の実施にのみ利用し、保管にあたっては適切な処置を講じます。

よくあるご質問

Ｑ１　自分で所得基準を判断できませんが、申請できますか？

Ａ１　補助区分の判定は、就学支援金の申請情報を利用して埼玉県が審査します。ご自身で判定できなくとも申請いただけます。審査の結果については学校から案内があります。

Ｑ２　目安年収とは収入ですか？所得ですか？

Ａ２　モデル世帯における収入（各種控除前の収入金額）です。しかし、収入はあくまで目安であり、実際の審査は課税所得に基づいた判定額を用います。詳細は２～３ページを確認してください。

Ｑ３　保護者が変わったときや修正申告をしたときに補助金の手続きは必要ですか？

Ａ３　保護者の変更や修正申告により、補助区分が変更となる場合があります。変更後の状況で再度審査を行う必要がありますので、保護者の変更の内容や、修正申告を行った旨を速やかに学校にご連絡ください。

Ｑ４　課税証明書以外に、課税標準や調整控除の額が確認できる書類はありますか？

Ａ４　保護者等の収入が給与所得のみの場合は、勤務先の会社から配布される住民税の「特別徴収税額決定通知書」で課税標準額を確認できます。自営業などの場合は、市区町村から発行される「納税通知書」で課税標準額、調整控除額を確認できます。

Ｑ５　保護者が単身赴任しており、埼玉県内に住んでいないが、対象となりますか？

Ａ５　保護者が県外に居住していたとしても、単身赴任（海外も含む）や、介護又は長期入院によるものである場合には例外的に対象となる場合があります。

Ｑ６　家計急変世帯の要件を満たす場合、申請手続きはどのように行いますか？

Ａ６　申請は学校を通じて行います。また、家計急変の事由ごとに提出書類が異なります。まずは家計急変世帯として申請をしたい旨を学校にご相談ください。

Ｑ７　税務署や市役所に収入の申告をしていませんが、申請できますか？

Ａ７　収入の申告をしていない場合、審査に必要な地方税関係情報の確認ができません。個人事業主で確定申告が必要な場合や給与収入のみであっても勤務先で年末調整をしていない場合等については、収入がない場合も含め、補助金の申請前に申告を行ってください。

Ｑ８　年度途中の転退学や県外への転居があった場合、補助金の扱いはどうなりますか？

Ａ８　対象の学校に在籍した（又は県内に在住していた）月数分の月割計算をして支給されます。年度途中で県内に引っ越してきた等、新たに要件を満たすようになった場合も、それ以降の分について月割で対象になります。

所得要件の判定

所得要件の判定には、課税所得等をもとに以下のとおり算出した「判定額」を用います。

① 保護者ごとの所得要件の判定額は次のとおり算出します。

【判定額】＝【(市町村民税の)課税標準の額※】× 0.06 －【市町村民税の調整控除の額※】

※ ただし、平成１８年１月２日～４月１日の早生まれの生徒の場合、保護者のうち課税標準額が大きい方を以下の式で算出

((市町村民税の)課税標準の額※ － 33万円) × 0.06 －【市町村民税の調整控除の額※】

※ 課税証明書に額の記載がない場合があります。 (P5 Q4を参照)

※ 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に４分の３を乗じた額を使用します。

② 保護者が２人いる場合は、２人分の判定額を合算します。

③ 合算した判定額に応じて、下記の所得基準に当てはまるか確認してください。

※課税証明書での確認方法((市町村民税の)課税標準の額)

令和４年度課税証明書

賦課期日現在の住所及び氏名							
令和３年分の所得の内容		所得控除の内容		令和４年度市・県民税			
給与収入		社会保険料控除		市民税	所得割		
公的年金等収入		生命保険料控除			均等割		
所得の種類 給与所得		配偶者控除			合計		
（以下余白）		配偶者特別控除		県民税	所得割		
		扶養控除			均等割		
		基礎控除			合計		
		（以下余白）		年税額			
				令和４年度課税標準額			
				総所得分			
				分離課税分			
				扶養等の内訳	控除対象配偶者		
					一般	普通障害	
		所得控除の合計			特定	特別障害	
所得の合計		繰越控除			老人	年少	
備考							

※ 審査には市町村民税の令和４年度課税分の課税標準の額及び調整控除の額を用います。

※ 市町村により、証明書の名称や様式が異なります。また、課税標準の額や調整控除の額の記載が無い場合があります。

※ 収入が給与のみの場合、勤務先から配布される「特別徴収税額決定通知書」にも課税標準の額の記載があります。

所得基準

所得要件の判定に用いる所得基準は以下のとおりです。(上記で算出した判定額を用います。)

補助区分	所得基準	目安年収（モデル世帯）	補助額
基準A	保護者全員の判定額の合計が154,500円未満	約590万円未満	297,000円（就学支援金のみ）
基準B	保護者全員の判定額の合計が154,500円以上、212,700円未満	約720万円未満	297,000円（就学支援金含む）
生活保護受給	生活保護を受けていること	－	297,000円（就学支援金のみ）

※ 判定額が304,200円未満であれば、国の高等学校等就学支援金の対象となる場合があります。 (P6を参照)

本事業以外の補助制度について

父母負担軽減事業補助金のほか、以下の事業を行っています。

高等学校等就学支援金

内　　容：高等学校等の授業料への補助金
所得要件：年収約910万円未満の世帯
申請時期：４～５月頃

奨学のための給付金

内　　容：授業料以外の教育費（教科書代等）の支援
所得要件：道府県民税・市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護受給世帯
又は家計が急変し、令和５年度の道府県民税・市町村民税所得割が非課税
相当の収入まで落ち込んだ世帯
申請時期：７月頃

被災児童生徒授業料等減免事業補助金

内　　容：東日本大震災等の大規模災害によって被災した生徒の授業料等への補助金
所得要件：年収約590万円未満の世帯
申請時期：９月頃

※　申請時期は例年の目安であり、今年度の申請時期と異なる場合があります。申請は原則在籍する学校を通じて行いますので、学校からの案内に従い、申請してください。

※　各補助金は、それぞれ個別に申請する必要があります。詳細な要件については、学校から配布される申請案内をご確認ください。

※　当課の実施する事業のほかにも、他の都道府県、市区町村等が実施する補助を受けることができる場合があります。詳細については、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

本事業に関するお問い合わせ

申請に関することは、各学校へお問い合わせください

制度に関するお問い合わせ先
埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」
ＴＥＬ：０４８－８３０－２７２５
（平日：午前８：３０～午後５：１５）
※７／２２～１１／２９の期間は、０４８－７１１－１６６６
におかけください。

その他よくあるお問い合わせはこちらへ　埼玉県　授業料軽減　検索

埼玉県HP
「学費補助制度に関するQ&A」

埼玉県総務部学事課